

厚生労働省発表
平成19年1月23日

担
当

職業安定局外国人雇用対策課
経済連携協定受入対策室
室長 秋山 伸一
室長補佐 草野 弘和
電話：03-5253-1111(内線 5641)
03-3503-0229(夜間直通)

「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針(案)」について(意見募集)の一部訂正及び受付期間延長について

I 趣旨

厚生労働省では、平成18年12月28日から平成19年1月19日まで、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針(案)」について意見募集を行ってきたところですが、意見募集要綱に記載されているファクシミリ番号に誤りがあったため、ファクシミリにて提出された本件に関するご意見が、厚生労働省とは無関係の機関に送付されていたことが今般判明いたしました。つきましては、ご意見の提出期限を1月31日まで延長することといたします。

ファクシミリにてご意見を提出された方々に対しましては深くお詫びするとともに、大変恐縮ではございますが、Ⅲに記載の方法にてご意見を再度送付頂きますようお願い申し上げます。

なお、郵送又は電子メールにてご意見を提出して頂いた方につきましては、改めて送付して頂く必要はありません。

II 意見募集の概要

別紙のとおり。なお、指針(案)及びその他の参考資料等につきましては、1月25日から1月31日の間に「電子政府の総合窓口」(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)にて意見募集要綱と共に掲載される予定です。

III 期間延長によるご意見の提出方法

平成19年1月31日(水)までに下記のいずれかの方法にてご意見の送付をお願いいたします。

記

○ 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課経済連携協定受入対策室 あて

○ 電子メールの場合(テキスト形式でお願いします。)

メールアドレス: renkeishitsu@mhlw.go.jp

○ ファクシミリの場合

ファクシミリ番号: 03(3502)2278

厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課経済連携協定受入対策室 あて

「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（案）」について（意見募集）の受付期間延長について

平成19年1月23日

厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課
経済連携協定受入対策室

「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」が昨年9月9日に両国首脳により署名され、また、12月6日に我が国の国会において承認されました。

今後、本協定がフィリピンの上院において批准され、発効した後は、フィリピン人看護師・介護福祉士候補者の受入れが開始されることとなります。

厚生労働省では、フィリピン人看護師候補者等の受入れが円滑かつ適正に実施されることを目的に、本協定で定められている事項や今後フィリピン政府に通知する予定の事項、フィリピン人の受入れ方針を示すための指針（案）を作成し、昨年12月28日から本年1月19日にかけて意見募集を行ったところですが、募集要綱に掲載されていたファクシミリ番号に誤りがあったため、本件についての意見募集の期間を下記1のとおり延長することとしました。

ファクシミリにて御意見を提出された方々に対しましては深くお詫びするとともに、大変恐縮ではございますが、下記2に記載のいずれかの方法にてご意見を再度送付頂きますようお願い申し上げます。なお、郵送又は電子メールにてご意見を提出して頂いた方につきましては、改めて送付して頂く必要はありません。

お寄せいただいた御意見等に対して個別に回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1. 御意見等募集期間

平成19年1月23日から平成19年1月31日まで

2. 提出方法

氏名（法人名）及び住所を御記入の上、以下のいずれかの方法により提出してください（様式は自由です）。電話での受付はできませんので御了承下さい。

なお、個人又は法人の属性に関する情報は公開することがありますので、あらかじめ御了承下さい。

○ 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課経済連携協定受入対策室 あて

○ 電子メールの場合（テキスト形式でお願いします。）

メールアドレス： renkeishitsu@mhlw.go.jp

○ ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03（3502）2278

厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課経済連携協定受入対策室 あて

3. 概要

別添参照

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく
看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する
指針（案）（概要）

1 趣旨

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（以下「日比経済連携協定」といいます。）については、昨年9月9日に両国首脳間で署名が行われ、昨年12月6日に、国会において承認が得られたところです。

今後、フィリピンの上院での承認を経て、協定の発効後に、フィリピン人看護師・介護福祉士候補者の受入れが開始されることとなりますが、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（案）」については、フィリピン人看護師候補者等の受入れの仕組み及びその運営に関する基本的事項を明らかにすることにより、フィリピン人看護師候補者等の円滑かつ適正な受入れを図ることを目的に定めるものです。

2 内容

日比経済連携協定に基づき、フィリピン人を受け入れることができる施設の要件、フィリピン人を受け入れる施設における研修の要件、フィリピン人と受入機関との雇用契約の要件、協定に基づきフィリピン人の受入れの調整を行う機関（国際厚生事業団を予定）の事業等について定めるものです。

3 公布日等

「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」は、日比経済連携協定がフィリピン上院において承認された後に、公布する予定です。

また、指針を公布する際には、指針で定める事項について補足するものとして通知を发出することとしており、今般指針について意見募集を行うに際し、指針の理解を深める観点から、現時点における通知案についても参考資料として情報提供いたします。（通知案自体についてご意見を募集するものではありません。）